

<b>Title</b>	権限付与の原則：ドイツ連邦憲法裁判所のリスボン条約判決を題材にして（共同研究報告：ヨーロッパ統合の理念と実態研究）
<b>Author(s)</b>	小野澤, 信一
<b>Citation</b>	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.19-5 : 15-16
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2356">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2356</a>
<b>Rights</b>	

聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

**【ヨーロッパ統合の理念と実態研究】  
権限付与の原則ードイツ連邦憲法裁判所の  
リスボン条約判決を題材にして**

2009年12月14日、聖学院本部新館2階において、本年度第2回EU研究会が11名の参加者の下に開催された。講演者は、専修大学法学部より中西優美子教授をお迎えして、上記のテーマについての発表が行われた。概要は以下の通りである。

本研究会の目的は、EUにおける権限付与の原則を、EECの時代からECを経てEUになるまでのそれぞれの条約を、権限付与の原則という観点から

振り返り、その権限付与の原則とドイツ連邦憲法裁判所によるリスボン条約判決の関係を考察するということである。

はじめに、権限付与の原則の定義が、EEC条約4条1項の「共同体に与えられる任務の遂行は、次の書記官により行なわれる。…これらの諸機関は、この条約により自己に与えられた権限の範囲内で行動する。」という条文に照らし合わせながら説明された。

次に、権限付与の原則と一般権限の関連を、EECの条文を例に出しながら、それぞれ個別的権限、一般的権限の視点から考察した。これと同様に、マーストリヒト条約との関連性も説明された。

さらに、権限付与の原則とドイツ連邦憲法裁判所のリスボン条約判決の関連に関して、欧州憲法条約時代からの変化をみながら、それぞれ、黙示的権限の法理、実効性確保の解釈、基本法に基づく権限移譲の限界づけ、民主主義の原則、条約の主人、EU政策運営条約、EU法の優位などの論点を挙げて考察した。

最後に、質疑応答では、EU経済統合から政治統合への背景や、EU内での国家のアイデンティティーの問題、EU裁判とドイツ裁判の間での矛盾が生じた時の問題などについて活発な議論が行われた。

(文責:小野澤信一 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究所博士後期課程)  
(2009年12月14日、聖学院本部新館2階)



中西優美子 専修大学教授によるリスボン条約判決への考察が発表された